

掛川市規則第 1 1 号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び市税課長」を「、市税課長及び資産税課長」に改め、同項第2号中「及び市税課」を「、市税課及び資産税課」に改める。

様式第10号を次のように改める。

納 期 限 変 更 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたは、地方税法第13条の2第1項第 号の規定に該当するため繰上徴収することにしたので、次のとおり納期限を変更の上、徴収します。

繰 上 徴 収 に 係 る 徴 収 金 額	年度	期別	税目	納税通知 書等番号	変更前 納期限	税額	加 算 税 額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	
備	変 更 納 付 （ 納 入 ） 期 限					納 付 （ 納 入 ） 場 所				
	年 月 日									
考	納期限繰上げの理由									
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>										

様式第14号を次のように改める。

徴収の猶予換価の猶予取消通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けにより通知した下記の徴収金に対する徴収の猶予（換価の猶予）は、地方税法第15条の 第 項第 号に該当するため取り消しますので、直ちに全額を納付（納入）してください。

徴収（換価）を猶予した金額		猶 予 期 間			徴収（換価）の猶予を取り消した金額					
円		年 月 日から 年 月 日まで			円					
徴 収 （ 換 価 ） の 猶 予 を 取 り 消 し た 金 額 の 内 容	年 度 期 分 （ 月 ） 分	税 目	納期限督促状 発付	税額	加 算 額	延 滞 額	督 促 手数料	滞 納 処分費	備 考	
				円	円	円	円	円		
取消しの理由										
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>										

様式第17号（下欄）を次のように改める。

(下欄)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額	円	
収納機関番号	納付番号		確認番号	納付区分				
納期限	期別		通知番号					
指定期限								

延滞金 □□,□□□□,□□□□ 円		総合計		円	
納付者氏名					領収日付印
コンビニ	(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。				
(掛川市/コンビニ本部控)					

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証 (掛川市)

期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
指定期限	

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

領収証書 (掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
指定期限	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。



(納付者控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、市税等の納期限、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示、納付場所等を記載する。

様式第20号を次のように改める。

市税納期限延長承認（申請却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

下記のとおり承認（申請却下）しましたので通知します。

納期限延長申請書 提出年月日		年 月 日		納期限延長申請書 受付年月日		年 月 日	
年度	年度	税目	税	納期の別	期 分		
税 額		円		納期延長の金額		円	
納期延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間					
却下の理由							
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>							

様式第23号（3枚目）を次のように改める。

(3枚目)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額	円	
収納機関番号	納付番号		確認番号	納付区分				
納期限	期別		通知番号					
取扱期限								

延滞金 □□,□□□□,□□□□ 円		総合計	円
納付者氏名	(ご注意) 金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア では納付できません。		領収日付印
コンビニ			
(掛川市/コンビニ本部控)			

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証  
(掛川市)

期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
取扱期限	

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

領収証書  
(掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
取扱期限	



(納付者控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

様式第25号を次のように改める。



様式第30号及び様式第31号を次のように改める。

個人の市民税県民税減免（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市税条例第47条第1項の規定により申請のあった市民税県民税の減免について、次のとおり決定したので、通知します。

年 度 区 分		年 度			
区 分	年 税 額	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
当 初 税 額					
減 免 税 額					
決 定 税 額					
不承認の理由					
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

法人の市民税減免（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市税条例第47条第1項の規定により申請のあった法人市民税の減免については、次のとおり決定したので、通知します。

決 定 事 項
不承認の理由
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

様式第33号及び様式第34号を次のように改める。

市民税県民税特別徴収税額の納期の特例承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けの市民税県民税特別徴収の納期の特例の申請について次のとおり通知します。

記

市民税県民税特別徴収の納期の特例の申請について承認（不承認）します。

不承認の理由

（注）この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

市民税県民税特別徴収税額の納期の特例の承認取消しについて

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により承認した市民税県民税特別徴収税額の納期の特例は、次の理由により取り消しましたので通知します。

取消しの理由

（注）この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第42号を次のように改める。

様

（1枚目）

年度

固定資産税・都市計画税 納税通知書

固定資産税額及び都市計画税額を下記のとおり決定しましたので通知します。  
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

所 有 者	
-------	--

世 帯 番 号		
通 知 番 号		

下記に記載のある方は口座振替納税です。

※個人情報保護のため口座番号の一部が「\*」表示となっています。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			
納 付 区 分			

期 別	期割税額 (円)	納 期 限
第 1 期 分		
第 2 期 分		
第 3 期 分		
第 4 期 分		

この税金についてのお問い合わせ

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
掛川市役所

課税について

土地に関する事	課	係
家屋に関する事	課	係
償却資産に関する事	課	係

納税について

納付書の再発行、口座振替及び納税相談に関する事  
課

（注）裏面には、課税の根拠となった法律及び条例の規定、課税の方法、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示等を記載する。

(2枚目)

年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

	土地の課税標準額 (円)	家屋の課税標準額 (円)	償却資産の課税標準額 (円)	課税標準額の合計 ㉞ (円)
固定資産税				
都市計画税				
	算出税額 ① (円)	軽減税額 ㉟ (円)	敷地権持分税額 (円)	確定税額 ① - ㉟ (円)
固定資産税				①
都市計画税				②
	減免税額 ㊱ (円)	年税額 ① + ② - ㊱ (円)		

$$\text{算出税額①} = \text{課税標準額の合計㉞} \times \text{税率} \left[ \begin{array}{l} \text{固定資産税} \quad \frac{1.4}{100} \\ \text{都市計画税} \quad \frac{0.3}{100} \end{array} \right]$$

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

所 有 者	納税管理人	枚目		枚中		
		世帯番号				
		通知番号				
資産 区分	土地又は家屋の所在地		家屋番号		前年度固定資産税課税標準額 (円)	当該年度固定資産税課税標準額 (円)
	課税地目 (住宅区分) 又は家屋用途・構造・屋根・階数		建築年次	課税地積又は床面積 (㎡)	前年度都市計画税課税標準額 (円)	当該年度都市計画税課税標準額 (円)
	備 考		当該年度評価額 (円)		軽 減 税 額 (円)	差引税相当額 (円)

(注) 裏面には、課税明細書の内容、土地の課税標準額、都市計画税の概要について記載する。

(4枚目)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額	円	
収納機関番号	納付番号		確認番号	納付区分				
納期限	期別		通知番号					
取扱期限								

延滞金 □□,□□□□,□□□□ 円		総合計		円	
納付者氏名					領収日付印
コンビニ用	(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。				
(掛川市/コンビニ本部控)					

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証 (掛川市)

期別		
通知番号		
納付番号		
納付者氏名		
税額		円
延滞金		円
合計金額		円
納期限		
取扱期限		

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

領収証書 (掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
取扱期限	



(納付者控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

様式第47号（下欄）を次のように改める。



様式第53号を次のように改める。

軽自動車税減免（不承認）通知書（公益専用車用）

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたから申請された軽自動車税の減免について、掛川市税条例第99条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

納 税 義 務 者 名	
-------------	--

車 両 番 号（又は標識番号）	課 税 額	減免決定額	差引納付額
不承認の理由			

この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

軽自動車税減免（不承認）通知書（身体障害者用）

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたから申請された軽自動車税の減免について、掛川市税条例第100条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

納 税 義 務 者 名	
車両番号（又は標識番号）	
課 税 額	
減 免 決 定 額	
差 引 納 付 額	
不 承 認 の 理 由	

この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。